

学童保育室運営業務委託事業者の選定結果について

摂津学童保育室の運営業務について、令和 6 年度からの民間委託導入に向けて、事業者を募集いたしました。その後、応募のあった事業者について、摂津市子ども・子育て会議学童保育室運営業務委託選定部会及び市職員で構成する令和 5 年度学童保育室運営業務委託に係る選定委員会による審査を行い、市長の決裁を受け、以下の通り決定しましたので報告いたします。

1 応募事業者数及び応募事業者名

摂津市立摂津学童保育室運営業務

(応募者数) 1 者

(応募者名) 社会福祉法人 桃林会 理事長 園田和子

2 摂津市子ども・子育て会議学童保育室運営業務委託選定部会委員について

榎谷委員(部会長)、柏原委員、粕谷委員、峰松委員、濱口委員 以上 5 名

3 選定について

令和 5 年 12 月 25 日、選定部会を開催し、応募事業者からのプレゼンテーションを受け、審査を行った結果、社会福祉法人桃林会について、委託事業者として適当なものと選定されました。

また、同日開催いたしました選定委員会においても、委託事業者として適当なものと選定し、摂津市長が 12 月 28 日、社会福祉法人桃林会を優先交渉権者(委託予定事業者)として決定いたしました。

4 審査結果について

1 摂津市子ども・子育て会議学童保育室運営業務委託事業者選定部会審査結果

(1) 審査点数 1,330 点 / 1,500 点 (5 人×300 点) 得点率 88.7%

(2) 選考結果 社会福祉法人桃林会は委託事業者として適当であり、優先交渉権者として選定する。

2 令和 5 年度学童保育室運営業務委託に係る選定委員会審査結果

(1) 審査点数 1,071 点 / 1,500 点 (5 人×300 点) 得点率 71.4%

(2) 選考結果 社会福祉法人桃林会は委託事業者として適当であり、優先交渉権者として選定する。